

令和7年度 新居浜市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度新居浜市工業用水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数	3事業所
(2) 年間総給水量	16,077,000 m ³
1日平均給水量	46,600 m ³
(3) 建設改良事業	339,593 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 工業用水道事業収益	265,335 千円
第1項 営業収益	253,135 千円
第2項 営業外収益	12,200 千円
支 出	
第1款 工業用水道事業費用	250,188 千円
第1項 営業費用	217,839 千円
第2項 営業外費用	30,349 千円
第3項 予備費	2,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 177,249千円は、過年度分損益勘定留保資金 41,369千円、減債積立金 10,000千円、建設改良積立金100,000千円、当年度分消費税資本的収支調整額 25,880千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	177,810 千円
第1項 企業債	100,000 千円
第2項 国庫支出金	45,000 千円
第3項 長期貸付金償還金	32,810 千円

支 出

第1款 資本的支出	355,059 千円
第1項 建設改良費	339,593 千円
第2項 企業債償還金	15,466 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
工業用水道事業	千円 100,000	(1)借入先 政府その他 (2)借入方法 普通貸借又は証券発行 (3)借入時期 令和7年度 ただし、事業又は財政並びに融資機関の都合により翌年度に繰越し借入れすることができる。	年 4.0 % 以 内	借入先の融資条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)職員給与費 40,132 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

令和7年2月25日提出

新居浜市長 古川 拓哉